

令和 7 年度

三次市雇用対策協定に基づく

事業計画

三 次 市
広 島 労 働 局

第1 趣旨

三次市（以下「市」という。）と広島労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、平成29年11月22日「三次市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び三次公共職業安定所（以下「ハローワーク三次」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な連携のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「三次市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定する。また、三次市雇用対策協定運営協議会を開催し、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進・労働環境の改善と就労支援の強化を図る。

第2 令和7年度の主な雇用施策

1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業振興部、労働局においては職業安定部を雇用労働施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図る。

(2) 雇用労働施策関連情報の提供等

労働局は、求職者支援制度や雇用関連助成金（人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクリング支援コース」）等の雇用労働施策について、ホームページの活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。併せて年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、令和5年10月に新設したキャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」についても、積極的な周知・活用勧奨を実施する。

また、ハローワーク三次は、市に対して、これらの雇用労働施策について、「三次市雇用労働対策協議会」等を通じて、情報提供を行うとともに、事業所や経済団体、求職者に対して積極的な周知を図る。

市は、雇用労働施策の周知等について、広報みよし、ホームページ等の広報媒体を活用し、分かりやすい市民への情報提供に取り組む。

(3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク三次は、協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり、三次市雇用対策協定運営協議会において、事業計画の策定及び進捗状況の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

2 企業の人材確保に向けた支援

(1) 人手不足の状況における人材確保支援

市、労働局及びハローワーク三次は、相互に密接な連携のもと、慢性的な人手不足に悩む企業の人材確保支援を積極的に行う。具体的な取組として、人手不足分野（福祉・建設・警

備・運輸)を中心に業界の理解促進を図るための企業セミナーやミニ面接会等を積極的に開催するとともに、事業所訪問による情報収集やニーズに応じた求人充足サービスを図る。

(2) 介護人材の確保に向けた取組

市及びハローワーク三次は「みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会」において、福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けて協議を行うとともに、関係機関と連携を図り、各種イベント等の開催を積極的に行う。

具体的な取組として、福祉・介護の仕事の魅力を発信するための「福祉・介護のしごとパネル展」をはじめ、公益財団法人介護労働安定センター及び三次市社会福祉協議会との連携による「福祉の職場説明会」などを開催する。

3 若者への就職支援、女性の活躍推進、人材育成等に向けた取組

(1) 若者への就職支援

ア 大学・高校新卒者に対する就職支援と管内企業とのマッチング支援

ハローワーク三次は学校との連携により、新規学卒予定者が早期の内定を得られるよう就職支援ナビゲーター等による個別支援を行う。

また、市とハローワーク三次の連携により、三次市内で就職を希望する求職者を対象として開催する「三次市就職・就農・定住相談・面接会」に大学・高校等の卒業予定者及び既卒者の参加を促す情報提供を行う。

なお、ハローワーク三次が運用中のSNS「LINE」を活用した情報発信については、着実に登録者数が増加しており、有効な広報ツールとして機能していることから、今年度も引き続き、ハローワーク三次(安芸高田、庄原を含む)の支援内容や各種イベント情報を積極的に伝え、新規求職者の確保を図る。

イ 市内企業の情報発信及び若者雇用促進法の周知・啓発

市は、学生・生徒の適切な職業選択、円滑な就職実現を図るため、各種企業情報等の提供を行うとともに、「高校生キャリア育成事業」、「中学生職場体験学習」による企業見学・体験等を積極的に行う。

労働局・ハローワーク三次は、若者雇用促進法に基づき新卒者を募集する企業に対し、募集・採用に関する状況、労働時間等に関する状況、職業能力の開発・向上に関する状況等、幅広い情報提供をするよう求め、求人情報とともに学生・生徒へ発信する。

また、若者の雇用管理等の状況が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）の周知を図り、市内の魅力ある企業に目を向けられるよう認定の取得勧奨を積極的に行う。

なお、今年度においても中学生を対象とした職業講話を引き続き実施し、就学段階から職業意識の形成を図るとともに、地元で働くことの魅力を積極的に伝えていく。

(2) 女性の活躍推進

ア 女性活躍推進法の周知啓発

市及び労働局は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の基本方針を広く周知し、事業主に対して、女性活躍推進法に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定、情報公表の義務などを、広報誌やホームページ、事業主への資料送付などにより周知啓発を図る。

イ 女性の就業継続と再就職の促進

市、労働局及びハローワーク三次は、女性の継続就業支援に向けて、仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の情報や保育所・子育て支援サービス等に関する広報周知に努める。未就業期間が長期化している求職者に対しては、自信回復やスキルアップのため、職業訓練の誘導・あっせんを積極的に行うなど、個々の状況に応じたきめ細かな相談により、円滑な再就職支援を図る。

また、市は、女性の起業・就業を目的とした「三次市女性活躍推進プラットフォーム事業」を実施する。目標値としては、新規会員登録数 70 人、来館者数 2,300 人、創業者数 8 人を目指す。また、ハローワーク三次と連携し、就業セミナーを開催する。

(3) 人材育成等の取組

市及びハローワーク三次は、人材不足が著しい医療福祉分野において、介護、看護、保育に係る潜在的有資格者に対して、職場見学、セミナー、就職面接会等の開催により、

ブランクによる不安の解消等に努めるとともに、三次市介護事業所人材育成等支援事業及び一般教育訓練給付・特定一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付制度のさらなる活用促進により人材育成に向けた支援を行う。

また、広島県立三次高等技術専門校及び三次市職業訓練センターとの連携により、職業訓練を通じて福祉、製造、建築分野等の人材不足関連分野の人材育成を推進する。

4 高齢者や障害のある方の就業機会の拡大

(1) 高齢者の就職支援

ハローワーク三次は、生涯現役社会の実現に向けて、70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、65 歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向け、管内企業に対する意識啓発を図る。

また、高年齢求職者に対し、担当制によるきめ細かな支援、個別求人開拓など求職者ニーズを踏まえたマッチング支援を積極的に行う。

市及びハローワーク三次は、高齢者の就業機会の確保を容易にするため、公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会による高齢者活躍人材確保育成事業の周知及び三次市シルバー人材センターの活用を促す。

(2) 障害者の就職支援

ハローワーク三次は、障害者雇用の意向がある企業へ安定所の求職情報の提供や就労意欲の高い障害者に対する就労支援を行い、求人・求職のマッチングを促進し、市が主催する「三次市障害者支援ネットワーク連絡会議」を通じて、関係機関との連携による就労を通じた地域社会への参画促進を図る。

また、昨年引き上げられた障害者法定雇用率（2.5%）を踏まえ、未達成企業及び雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで、関係機関との連携によるチーム支援を行い、雇入れ支援の強化を図る（令和8年7月から2.7%に引き上げ予定）。

加えて、障害者雇用に関する優良な取組を行う中小事業主の認定制度（もにす認定制

度）の周知を図り，認定の取得勧奨を積極的に行う。

5 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

市及びハローワーク三次は，生活困窮者自立支援法に基づく包括的な相談支援の一環として締結した「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」に基づき，要支援者に対し，適性に応じた職業紹介・斡旋を実施し，就労支援を推進する。

6 U I J ターン就職の支援

- (1) 市とハローワーク三次の連携による「三次市就職・就農・定住相談・面接会」の開催

市内企業へのふるさと就職を促進するとともに，労働力確保に向けたマッチングの機会拡大を図る。

※「三次市就職・就農・定住相談・面接会」の開催（再掲：3（1））

- (2) 移住・定住対策を通じた取組

市，労働局及びハローワーク三次は，市の施策に関する情報を共有し，大都市圏等からのU I J ターンによる移住を促進するため，企業情報や求人情報等の情報提供及び移住・定住に向けた各種支援事業等の情報提供を行う。

また，SNS「LINE」等を活用した情報発信により，ハローワークの支援内容や各種イベント等の情報を伝え，新規求職者の確保を図る。（再掲：3（1））

7 雇用変動や雇用調整等に対する支援

市における産業施策による企業誘致等により，一定規模の求人需要が発生した際に，市，労働局及びハローワーク三次が情報共有を図り，個別面接会の開催や，近隣市町村における求職者の動向等に係るデータを提供することで，必要な人材確保を図る。

また，大規模な雇用調整に関する情報を把握した場合は，離職者の発生をできる限り最小限に留めるため，雇用調整助成金の活用等による雇用維持の努力を要請する。

やむを得ず離職者が発生する場合には、求職者ニーズに応じた求人開拓や合同企業説明会の開催等、再就職支援対策を連携して行う。

8 外国人に対する支援

市及びハローワーク三次は、外国人雇用状況届出制度と、外国人労働者の適切な雇用管理について周知を図る。

9 氷河期世代を含む中高年層に対する支援

就職氷河期世代を含む中高年層は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業な状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にある等、様々な課題がある。

支援の実施にあたっては、正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な求職者を正規雇用として雇い入れた事業主に支給する「特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）」について周知するとともに、必要に応じてオンラインを活用する。

第3 本計画に基づく取組に関する数値目標

本計画に基づき市、労働局及びハローワーク三次が取り組む雇用施策について、数値目標を設定する。

- ① 生活保護受給者等就労自立促進事業の就職者数 8 件
- ② 三次市就職・就農・定住相談・面接会への参加企業数 20 社、参加者数 30 人
- ③ 就職件数 923 件
- ④ 求人充足数 775 件
- ⑤ 障害者の就職件数 79 件
- ⑥ ハローワークの職業紹介により、就職氷河期世代を含む中高年層（35 歳～59 歳）の不安定就労者・無業者の正社員就職件数 42 件